

番号	制度名
防衛省	
防衛01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

●自衛隊法第3条

●平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

●中期防衛力整備計画

I 計画の方針

1 実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化並びにグローバルな安全保障環境の改善のための各種の活動を迅速かつシームレスに実施できるよう、複合事態への対応にも留意しつつ、即応態勢、統合運用態勢及び国際平和協力活動を積極的に実施し得る態勢を整備する。この観点から、統合の強化、島嶼部における対応能力の強化、国際平和協力活動への対応能力の強化、情報機能の強化、科学技術の発展への対応を重視する。

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

所要の油量を調達することを測定指標とし、これに対し、実際に調達できた油量の割合が、自衛隊の活動が十分に行えたかどうかの達成度とする。仮に、租税特別措置等による課税免除がなされない場合の試算は、平成24年度の場合、必要とする油量469,529KL（A）に対し、租税特別措置等による課税免除がなされないと想定した場合においても（同額の予算の範囲内）調達可能な油量328,609KL（B）の比率で計算でき、

$$328,609\text{KL} / 469,529\text{KL} = 0.7 \text{ (達成度 70\%)}$$

となる。（よって、指標に対する租税特別措置等による寄与度は約30%となる）

指標に対して、租税特別措置等によるもの以外の寄与が含まれているが、多様な自衛隊の任務を完遂するためには、100%の達成度が求められているところであり、100%に満たない場合、以下の影響及び問題を引き起こし、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確実に確保することができない。

- 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶及び航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。
- 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。
- 国際的な取り組みである海賊対処活動等への参加が従前と比べ制限されることから、国際社会における信頼が低下する。

- 新たな乗組員の養成及び艦船を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。
- この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機等の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。

(※) 328,609KL（B）の算出方法

平成24年度概算要求における1KLあたりの軽油単価と軽油引取税額との比率から同額の予算の範囲内で調達可能な油量を算出すると328,609KLとなるが、数値データ等の詳細については、継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の算出方法は、海上自衛隊及び防衛大学校における「艦船用軽油」と陸・海・空自衛隊及び情報本部における「機械等の軽油」を合算したものである。
なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。
※21年度、22年度も同様に算出

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の算出方法は、海上自衛隊及び防衛大学校における「艦船用軽油」と陸・海・空自衛隊及び情報本部における「機械等の軽油」を合算したものである。
(艦船用軽油)
海上自衛隊
艦船の運航に使用する燃料であり、航程、速度、燃費に基づき算出している。
防衛大学校
教育用艦船の運航に使用する燃料であり、年間教育時間及び燃費に基づき算出している。
(機械等の軽油)

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部
電波機械及び通信機械の電源等に使用する燃料であり、実績稼働時間及び燃費に基づき算出している。
なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。
※24年度も同様に算出

⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算出方法は、「艦船用軽油」及び「機械等の軽油」の各年度の調達数量に軽油引取税の税率を乗じ減収額を見積っている。
なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。
※21年度、22年度も同様に算出

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

数量は、予算査定時の数量により算出しており、「艦船用軽油」及び「機械等の軽油」の各年度の調達数量の見込みに軽油引取税の税率を乗じ減収額を見積っている。
調達数量の見込みの考え方は、⑦に同じ。
なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。
※24年度も同様に算出

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保し続けることができる。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

防衛省・自衛隊は都道府県知事その他政令で定める者による災害派遣要請に対して、被災地への災害救援を行うことから、税収減となる地方自治体の住民を含むすべての国民の安心・安全確保に直接つながっている。

防衛省・自衛隊によるこれらの活動は、活動に必要な軽油を含む燃料の確保により裏付けされているものである。また、その必要性は今後も高く、態勢の確保が今後も求められているところである。課税免除措置の延長により、将来においても防衛省・自衛隊による十分な活動が担保され、国民の安心・安全確保は確保されることとなる。これらの効果は租税特別措置等の軽油引取税の非課税化措置による税収減を是認するに足るものと見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地方税 1）（軽油引取税：外） （自衛隊の艦船及び機械等の用途） ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊の使用する機械を管理する者が自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途に供する軽油の引取り
2	要望の内容	○概要 軽油引取税について、防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、艦船用軽油及び機械等に使用する軽油（ナンバー取得の無い自動車や電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等）が、従来から課税免除の対象とされているが、この措置については、平成 21 年度税制改正において、平成 24 年 3 月 31 日までに行われる軽油の引取りまでとして期限が限定されたことから、引き続き課税免除を継続すべく、これを延長要望するものである。 ○特例の内容 軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされており、防衛省・自衛隊の関係では、従来から艦船用軽油及び機械等に使用する軽油が免税の対象とされている。 ○関係条文 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 1 号 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 2 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 4 項 地方税法施行規則附則第 4 条の 7 第 5 項
3	担当部局	防衛省経理装備局艦船武器課需品室
4	評価実施時期	平成 23 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 31 年度 創設 昭和 32 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 2, 0 0 0 円増額） 昭和 34 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 2, 4 0 0 円増額） 昭和 36 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 2, 1 0 0 円増額） 昭和 39 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 2, 5 0 0 円増額） 昭和 51 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 4, 5 0 0 円増額） 昭和 54 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 4, 8 0 0 円増額） 平成 5 年度 軽油引取税額について改正（1 k 1 当たり、 7, 8 0 0 円増額）

		<p>0円増額)</p> <p>平成20年度 軽油引取税額について改正(1k1当たり、17,100円減額)</p> <p>同 軽油引取税額について改正(1k1当たり、17,100円増額)</p> <p>平成21年度 軽油引取税を目的税から一般税に変更</p>
6	適用又は延長期間	3年間延長
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進することとしている。</p> <p>また、国連平和維持活動、人道支援、災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組むとともに、弾道ミサイル防衛等に適切に対応することとしている。</p> <p>そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。</p> <p>警戒監視及び対領空侵犯措置：航空機及び艦船による24時間態勢の対処</p> <p>災害派遣等：航空機による人員輸送並びに給水、炊事支援等によるライフライン確保</p> <p>海賊対処活動：航空機及び艦船を派遣し海賊対処活動に従事</p> <p>教育：航空機、車両及び艦船を使用して操縦者及び乗組員を養成するための教育</p> <p>訓練：部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防衛省設置法(昭和29年法律第164号) ●自衛隊法(昭和29年法律第165号) ●平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成22年12月17日閣議決定) ●中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)について(平成22年12月17日閣議決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官政第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標：平成23年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に基づき、これらに示されている我が国の安全保障の目標の達成及びその実現に必要な防衛力の構築に資するために実施する。</p> <p>政策(狭義)：防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p>

		<p>施策(広義)：装備品等の取得改革等</p> <p>施策(狭義)：装備品等の維持</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過去も年度ごと、所要の燃料を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行してきたが、今後も、平成24年度で言えば469,529K1の燃料を調達することによって、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船を運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することは、防衛省の政策目的を果たす重要な要素の一つとなっている。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成20年度</td><td>421,667K1</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>455,757K1</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>346,837K1</td></tr> </table> <p>※ 過去の実績は、決算額から算出</p> <p>○ 将来の推計</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>549,338K1</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>469,529K1</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>448,626K1</td></tr> </table> <p>※ 将来の推計のうち平成23年度は予算額、24年度は概算要求額、25年度は平成20年度から平成24年度までの平均をもって推計</p> <p>② 減収額</p> <p>○ 過去の実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成20年度</td><td>13,536百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>14,630百万円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>11,133百万円</td></tr> </table> <p>※ 過去の実績は、決算額から算出</p> <p>○ 将来の推計</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>17,634百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>15,072百万円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>14,401百万円</td></tr> </table> <p>※ 将来の推計のうち平成23年度は予算額、24年度は概算要求額、25年度は平成20年度から平成24年度までの平均をもって推計</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができた。</p>	平成20年度	421,667K1	平成21年度	455,757K1	平成22年度	346,837K1	平成23年度	549,338K1	平成24年度	469,529K1	平成25年度	448,626K1	平成20年度	13,536百万円	平成21年度	14,630百万円	平成22年度	11,133百万円	平成23年度	17,634百万円	平成24年度	15,072百万円	平成25年度	14,401百万円
平成20年度	421,667K1																									
平成21年度	455,757K1																									
平成22年度	346,837K1																									
平成23年度	549,338K1																									
平成24年度	469,529K1																									
平成25年度	448,626K1																									
平成20年度	13,536百万円																									
平成21年度	14,630百万円																									
平成22年度	11,133百万円																									
平成23年度	17,634百万円																									
平成24年度	15,072百万円																									
平成25年度	14,401百万円																									

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができた。</p> <p>具体的な例として、今年3月11日に発生した東日本大震災において、防衛省・自衛隊は、震災発生当初から、被災者の安全及び生活の安定を確保すべく総力を挙げて、人命救助、行方不明者の捜索活動、輸送支援活動、給食支援、燃料支援、入浴支援、応急復旧支援活動等、自衛隊の派遣規模は10万人を超える態勢で取り組んできた。具体的には、参考資料にあるとおり、発災当初、海上自衛隊の艦艇約60隻を派遣し、人命救助等に当たった。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>仮に、軽油引取税の課税免除措置が延長されず、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であると考えられるため、他に必要な予算を削減等することとなるが、この場合、防衛省の任務である海賊対処を始めとする国際貢献のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。このような任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊のみが実施していることから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>加えて自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>したがって、防衛省・自衛隊の艦船の用に供される軽油について課税免除とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>軽油引取税が免除されたことにより、電源用等に必要な軽油を確保でき、我が国の領海とその周辺海域の警戒監視を行い、我が国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな任務の遂行が図られているところである。</p> <p>したがって、税収減を是認するに足る効果があるものである。</p>
9	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、艦船、航空機、車両等の運行に必要な不可欠な「燃料」を確保する必要があるが、仮に、課税免除措置が延長されなかった場合に、新たに必要となる予算について防衛費で負担するとした場合、「平成24年度予算の概算要求に係る作業について」における対前年度10%削減等の厳しい財政状況及び最近の原油価格の高騰を踏まえると相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、装備品購入や自衛隊の活動経費を削減することとなる可能性が高く、この場合自衛隊の活動に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はないことから、調達可能な軽油の量が約4割の削減となるため、具体的には以下の影響及び問題を引き起こすことになる。</p> <p>1 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶及び航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。</p>

		<p>2 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。</p> <p>3 国際的な取り組みである海賊対処活動等への参加が従前に比べ制限されることから、国際社会における信頼が低下する。</p> <p>4 新たな乗組員の養成及び艦船を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。</p> <p>5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機等の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>なお、自衛隊で使用する軽油について、本来、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要であるべきところ、平成21年度税制改正では、全ての軽油使用が課税対象となるのが、原則とされたことから、3年間の時限措置とされたものである。</p> <p>上記のとおり、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保するために、今後も引き続き課税免除措置の延長が必要である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等により、非課税措置の代替となる措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	災害派遣等において都道府県知事その他政令で定める者は防衛大臣又はその指定する者に対し、災害派遣を行うことができ、防衛省・自衛隊が平和と安全及び国民の安心・安全確保に直接つながっていることから、地方公共団体が協力することの相当性は認められる。
	10 有識者の見解	—
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○ 大規模・特殊災害などへの対応 平成22年版 日本の防衛（抄）

